

大阪市児童福祉審議会運営要綱の改正について

- 1 大阪市児童福祉審議会運営要綱を次のとおり改正する。
別表を別紙「大阪市児童福祉審議会運営要綱別表の改正案」のとおり改める。

- 2 改正理由

本市では、児童福祉施設の運営や児童福祉事業の実施の機会均等を図るため、公募により事業者を募集しており、保育の質や事業者選定の公平性・透明性の担保及び最適性を図る観点から、大阪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準と乳児等通園支援事業の実施予定者（認可後の建替、移転及び増築等を含む。）の計画との適合審査を所掌する部会を置くため所要の要綱改正を行う。

- 3 施行日

令和 7 年 4 月 1 日

<参考条文>

児童福祉法 第三十四条の十五（令和 7 年 4 月 1 日改正施行）

二 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

三 市町村長は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。